

町田市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

上記の議案を提出する。

平成 2 7 年 (2 0 1 5 年) 1 1 月 3 0 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市住民基本台帳カードの利用に関する条例を廃止する条例

町田市住民基本台帳カードの利用に関する条例（平成22年10月町田市条例第28号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年1月1日から施行する。ただし、附則第3項中町田市印鑑条例（昭和49年12月町田市条例第47号）第17条第2項の改正規定は、公布の日から施行する。

（町田市住民基本台帳カードの利用に関する条例の廃止に伴う経過措置）

2 この条例の施行の際、現にこの条例による廃止前の町田市住民基本台帳カードの利用に関する条例第4条第2項の規定により住民基本台帳カードにサービスの提供に必要な情報の記録をされている者に係る当該住民基本台帳カードの利用については、同条第1項及び第2項に係る部分を除き、なお従前の例による。

（町田市印鑑条例の一部改正）

3 町田市印鑑条例の一部を次のように改正する。

第17条第2項中「第5号」を「第6号」に改める。

第20条第1項を次のように改める。

第18条の規定にかかわらず、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）で電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条に規定する利用者証明用電子証明書を記録したものの交付を受けている者は、自動交付機（町田市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。次項において同じ。）により印鑑登録証明書の交付を申請することができる。

(町田市印鑑条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 附則第2項の規定によりなお従前の例によることとされる住民基本台帳カードの利用に係る印鑑登録証明書の交付については、なお従前の例による。

町田市印鑑条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>(印鑑登録の証明)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項の規定による証明は、コンピュータシステムの出力により行い、第8条第1項各号列記以外の部分の規定によって登録された印影の写しのほか、同項第3号から第6号までに掲げる事項を記載した印鑑登録証明書を交付して行う。</p> <p>(自動交付機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第20条 <u>第18条の規定にかかわらず、個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。)</u>で電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第22条に規定する利用者証明用電子証明書を記録したものの交付を受けている者は、自動交付機(町田市の電子計算機と電気通信回線により接続された端末機で、利用者自らが必要な操作を行うことにより証明書等を自動的に交付する機能を有するものをいう。次項において同じ。)により印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(印鑑登録の証明)</p> <p>第17条 略</p> <p>2 前項の規定による証明は、コンピュータシステムの出力により行い、第8条第1項各号列記以外の部分の規定によって登録された印影の写しのほか、同項第3号から第5号までに掲げる事項を記載した印鑑登録証明書を交付して行う。</p> <p>(自動交付機による印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第20条 <u>第18条の規定にかかわらず、町田市住民基本台帳カードの利用に関する条例(平成22年10月町田市条例第28号)第4条第2項の規定により住民基本台帳カードに印鑑登録証明書を交付するサービスの提供に必要な情報を記録された者は、同条例第2条の自動交付機により印鑑登録証明書の交付を申請することができる。</u></p> <p>2 略</p>